

柳井市公用車広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、柳井市が保有する公用車（以下「公用車」という。）への広告掲載に関し、柳井市広告掲載要綱（平成18年11月24日制定。以下「要綱」という。）及び柳井市広告掲載基準（平成18年11月24日制定。以下「基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格、広告掲載料等)

第2条 広告の規格、掲載位置及び広告掲載料は、別表のとおりとする。

(広告内容のデザイン等)

第3条 公用車に掲載する広告の色彩、意匠、デザインその他は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 道路交通の安全を阻害するおそれのないこと。
- (2) 車両運行上の支障とならないこと。
- (3) 蛍光塗料、高輝度反射素材、鏡状のもの及びこれらに類するものを使用しないこと。
- (4) 地色が原色の赤色、黄色又はこれらの系統に属する色で、信号機、道路標識等の効果を妨げるおそれのないこと。
- (5) デザイン構成がストーリー性のある4コマ漫画や映像表示でないこと。
- (6) 絵柄や文字が過密でないこと。
- (7) 公用車の運行業務を広告主が行っていると市民が誤解するおそれがないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、周囲の運転者の誤解を招くおそれ又は注意力が散漫となるおそれのないこと。

(広告の掲載方法等)

第4条 広告の掲載方法は、ラッピング・フィルム、マグネット・シート等で再剥離が可能な素材を車体に貼り付ける方法とし、車体への塗装は行わないものとする。

2 前項の広告の素材は、広告掲載期間中における車体からの剥離又は広告撤去の際に車体の塗装の剥離等を生じさせないものとする。

3 広告主は、広告の掲載及び撤去を行うときは、公用車の運行業務に支障が生じないよう市長と協議の上、日程、工程等を決定し、市長の指示に従って施工するものとする。

(広告の掲出期間)

第5条 広告の掲載期間は、原則として1年とする。ただし、広告掲載の申込みをしようとする者が希望する場合は、1月単位でも認めるものとする。

2 広告主は、広告の掲載期間を最大3年まで更新できるものとし、更新する場合は、広告掲載の終了日の3月前までに継続の申込みをしなければならない。

3 広告掲載の開始日及び終了日は、公用車の運行管理状況等を勘案し、市長が定めるものとする。

(広告の募集)

第6条 広告の募集は、市長が公用車の運行管理状況等を勘案して、その枠数、募集期間等を決定の上、ホームページ、広報紙等により行うものとする。

(広告の作成等の費用負担)

第7条 広告の作成費用、公用車への広告掲載費用及び掲載期間が終了したときの公用車からの広告撤去費用は、広告主が負担するものとする。

(原状回復)

第8条 広告の原状回復については、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 市長が故意に広告を損傷又は破損させた場合を除いては、広告主の責任及び負担にて原状回復する。
- (2) 交通事故等により広告が損傷又は破損したときは、市長がその責任において原状回復する。
- (3) 経年による広告の色あせ、劣化等の補修又は修復については、広告主が現状を確認し、その処置をしなければならない。その費用は、広告主が負担する。
- (4) 前各号に定めるもののほか、市長又は広告主のいずれかが原状回復をする必要があると認めたときは、双方協議の上、決定する。

(損害賠償)

第9条 市長は、次の各号に該当する期間において広告を行わないことにつき、損害賠償の責めを負わない。

- (1) 法令に基づく車両整備及び点検を行う期間
- (2) 車両が事故、故障等のため、修理で運行業務のできない期間
- (3) 広告の掲出、撤去及び変更に要する期間
- (4) 広告の原状回復又は維持管理に要する期間

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年12月1日から施行する。

別表（第2条関係）

広告の掲載位置	広告の規格（上限）	広告掲載料（1台当たり）
車体両側面ドア	縦0.45m以内×横1.6m以内 なお、広告の規格は、車体の形状により異なるものとする。	3,200円／月 38,400円／年

（注）広告掲載料には、消費税及び地方消費税の額を含む。